

大 学
短 期 大 学
各 高 等 専 門 学 校 学生等支援ご担当者 殿
専門課程を置く専修学校

独立行政法人日本学生支援機構

奨学事業戦略部長 掛川千之

(公印省略)

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の創設に伴う給付奨学金受給者への
周知及び諸手続きへのご協力について（依頼）

本機構の事業運営にあたりましては、平素より格別のご高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、別途、文部科学省高等教育局学生・留学生課及び総合教育政策局生涯学習推進課から発出されている「学生等の学びを継続するための緊急給付金について（依頼）」（令和3年12月20日付事務連絡）のとおり、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生等に対し、昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金（学生等の学びを継続するための緊急給付金）が支給されることとなりました。

当該給付金は、同事務連絡に記載されているとおり、対象者への迅速な支給を実現するため、高等教育の修学支援新制度の給付奨学金受給者及び平成29年度に開始した給付奨学金の受給者については、学生等からの申請や大学等における推薦を経ることなく、速やかに当該給付金を支給することとしております。前述の給付奨学金の受給者に対しては、当該給付金の受給に係る意思確認を事前に行うこととしておりますので、各大学等におかれては、学生等への周知及び学生等からの受給拒否等の受け並びに本機構への関連データの送信につきまして、別紙の要領にてご協力くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

- 独立行政法人日本学生支援機構 「緊急給付金」 特設電話
TEL 03-6636-6184 FAX 03-6636-6185
(平日9時30分～18時00分 ※年末年始を除く)
- ※奨学金に関するお問い合わせは、上記電話ではお受けできません。

※ 本通知は全ての学校にFAX及び学校担当者用ホームページ掲載によりお知らせしており、郵送はいたしません。

給付奨学生への「学生等の学びを継続するための緊急給付金」支給要領

1. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

令和3年12月20日、第207回国会（臨時会）において「学生等の学びを継続するための緊急給付金」（以下「緊急給付金」という。）を含む令和3年度補正予算（第1号）が成立し、緊急給付金の支給に必要な諸手続きが進められます。

この要領は、各学校が行う、緊急給付金の支給対象となる給付奨学生への支給に向けた具体の手続きを説明するものです。

2. 学生等からの申請等を経ない緊急給付金の支給の概要及び対象者

（1）概要

緊急給付金の迅速な支給を実現するため、本機構の給付奨学金の受給者であって、一定の条件を満たす者については、学生等からの申請や学校からの推薦を経ることなく緊急給付金を支給する予定です。

（2）支給対象者

以下の①、②及び③の条件をすべて満たす者が支給の対象となります。

① 高等教育の修学支援新制度の給付奨学金または平成29年度に開始した給付奨学金（以下「給付奨学金」といいます。）の支給対象者に採用されていること

② 2021年12月の給付奨学金について振込対象となっていること。

具体的には、12月10日時点の「学種状態コード」が「110」であるか、「学種状態コード」が「113」であって、かつ「貸与終了年月」が2021年12月以降であること。

※1 12月10日時点で給付奨学金の振込が保留されている者、給付奨学生の資格が停止されている者、給付奨学金に申し込んでいるが採用されていない者等は、上記の対象になりません。

※2 本機構の給付奨学生が存在しない学校については、上記の対象も存在しません。

③ 緊急給付金の受給について「受給拒否」の意思表示が所定の期日までになされていないこと。

3. 各学校から対象者への周知

各学校においては、前記2.（2）①及び②の両方に該当する者に対し、次の（1）及び（2）により確実な周知をお願いいたします。

（1）各学校における対象者の確認

各学校において、スカラACからダウンロードできるデータを利用して前記2.（2）①及び②の該当者を抽出することができます。詳細な手順は、学校担当者向けホームページにて説明資料を公開しておりますのでご確認ください。

（2）支給対象者への連絡

前記（１）で把握いただいた対象者に緊急給付金に関する情報が行き渡るよう、各学校におかれましては、確実に周知いただくようお願いいたします。連絡の手段・方法につきましては、Eメールやポータルサイト、学校独自で導入している学生とのコミュニケーションツールなど、必ずしも紙媒体や対面である必要はなく、個々の学生に直接に届く手段であれば電子媒体であっても差支えありません。また、次項以降で示すとおり、学生等本人の希望により、緊急給付金の受給を拒否したり、振込口座を奨学金の振込先から変更したりすることができますので、希望する場合は学校で定めた期日までに申し出るよう、併せてご連絡ください。

なお、連絡の際には、添付の資料もご活用ください。

4. 受給を拒否する者の取扱い

前記2.（2）を満たす場合、緊急給付金は、対象者からの申請を求めず、条件を満たせば本機構から学生等に対し自動的に支給されますが、学生等本人からの希望があれば、緊急給付金の受給を拒否することもできます。支給対象者本人からの受給を拒否する意向を確認した場合には、後記6. により本機構にご報告ください。

学生等の受給拒否の意向を確認した記録は、本機構に提出する必要はありませんが、各学校にて5年間の保管をお願いいたします。

なお、受給対象者の意向の確認方法として、一定期間の期限を設定して、期限までに受給対象者から回答がなかったことをもって、受給を拒否する意向がなかったとすることは差し支えありません。期間については、受給対象者の検討の時間や返答に要する時間を考慮し、大学等の事情にあわせて設定してください。

5. 奨学金の振込先とは異なる口座への支給を希望する者の取扱

緊急給付金は、支給対象者が本機構に登録している給付奨学金の振込先口座へ直接に振り込みます。支給対象者が給付奨学金の振込先口座とは異なる口座への振込みを希望する場合には、その者の通帳のコピー等により口座情報を確認したうえで、後記6. により、本機構にご報告ください。

なお、支給対象者本人と異なる名義（保護者等）の口座に振り込むことはできません。

6. 受給拒否等の報告と支給スケジュール（予定）

（1）受給拒否等の報告

前記4. の受給を拒否する者または前記5. の給付奨学金の振込先とは異なる口座への振込みを希望する者がいる場合、本機構の学校担当者向けホームページに公開されている説明資料で示している手順に従い、本機構にご報告ください。

なお、ご報告にあたっては、6桁の学校番号単位でとりまとめて1回でご報告ください。（例えば、受給拒否者1名、別口座希望者2名とご報告いただいた場合、同じ学校（6桁の学校番号）の他の者については奨学金振込口座への支給の処理を進めます。）

ただし、上記の者が1名もない場合は、次項に該当する場合を除き、本機構への報告は不要です。（対象者全員に対して、給付奨学金の振込口座に振り込みます。）

スカラACへのアップロード期限：令和4年1月7日（金） 25時

- ※ 年始早々の期限となり恐縮ですが、学生等に早期に緊急給付金を振り込むためにご協力いただくようお願いいたします（前記4. なお書きをご参照ください）。
- ※ 上記期限を待たず、早急に報告していただいた場合には、アップロードの2営業日後を目安に給付金の振り込みを行う予定です。
- ※ 例えば、学校において対象者が誰も受給を拒否しないことが確認でき、早期にその旨本機構に報告いただいた場合には、年内に学生等の口座へ緊急給付金が振り込まれる場合があります。
- ※ 上記期限までに受給拒否・口座変更の報告がない学校については、対象者全員が給付奨学金振込口座へ振り込みを承諾したものとします。

学校からの報告となるアップロードを確認し、順次、本機構から受給を拒否しなかった対象者に対し緊急給付金を振り込む予定です。なお、振り込みを行ったことについては、学生等本人や学校へ個別の通知は行いません。

振込人名義は「ガクセイトウキンキュウキユウフキン」となりますので、支給対象者には通帳への記帳などにより確認するようご案内ください。

（2）早期に緊急給付金を振り込むことが可能な場合

学校において前項に示したスカラACへのアップロード期限よりも前に前記2.（2）の支給対象者全員について確認が完了し、かつ、その旨を各学校から本機構に報告をいただいた場合には、2営業日後を目安に緊急給付金を振り込みます。（各学校からの報告が同時期に集中した場合は、振込処理に時間を要する可能性があります。）

- ① 受給を拒否する者または給付奨学金の振込先とは異なる口座への振り込みを希望する者がいる場合は、（1）のとおりデータをスカラACへアップロードしてください。
- ② 受給を拒否する者も口座変更希望者もない場合には、本機構の学校担当者用ホームページに掲載されている様式『学生等の学びを継続するための緊急給付金』意向確認完了届』をFAXにより送信してください。

7. 前記2.（2）による支給対象者以外の者への支給について

2.（2）による支給対象者以外の者に対する緊急給付金の支給については、別途、文部科学省から発出されている「学生等の学びを継続するための緊急給付金について（依頼）」（令和3年12月20日付事務連絡）に記載の方法により各学校から推薦をしてください。具体的には、本機構へ学生数のご報告をいただくとともに、推薦対象者の一覧をお送りいただき、これに対して本機構にて順次支給を行っていくものです。

【学校担当者用ホームページ】 https://www.jasso.go.jp/tantosha_login.html

「重要なお知らせ」から次のページをご確認ください。

2021年12月20日 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」推薦等事務に関するお知らせ

以上

給付奨学金の支給を受けている方へ！

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」のご案内

次の条件に該当する方には、申請不要で**10万円**を支給します。

申請がなくても10万円の支給を受けることができる方

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生として採用されていて、かつ、
- ② 2021年12月10日に、①の給付奨学金の振込の対象となっている方。

※ この条件に該当しない方でも、別途、個別の申請の機会を設けます。

【注意事項】 上記の条件に当てはまる方は必ずお読みください。

1. 上記の条件に当てはまる方については、特段の手続きをすることなく、給付奨学金の振込先の口座に（独）日本学生支援機構より「学生等の学びを継続するための緊急給付金」として10万円を支給します。ただし、以下の場合には手続きが必要ですので、在籍している学校の定める期限までに申し出てください。
 - (1) 給付奨学金の振込先とは別の口座への振込を希望する場合。
 - (2) 本給付金の受給を拒否する場合。なお、申し出がない場合には、本給付金が（独）日本学生支援機構の給付奨学金の振込先口座に支給されることに同意したものとみなします。
2. 本給付金が支給されたことについては、個別に通知されません。
3. 本給付金は、上記の条件に当てはまる方に順次支給していきます。ただし、支給する時点で2021年12月10日分の給付奨学金の支給を受ける資格がなかったことが判明した場合等には、本給付金の支給を受けることができない場合があります。

よくあるご質問

Q1. 給付奨学生として採用されていません。給付金は受けられないのでしょうか。

給付奨学生として採用されていない方を含め、上記の条件に当てはまらない方については、個別のお申込みを通して、在籍している学校が推薦した方に支給する予定です。

お申込みの方法や詳細なスケジュール等については、学校からお知らせします。

Q2. 12月10日に振込の対象となっているかどうか、どうやって確認すればいいですか。

奨学金の振込を受けている口座の記録にてご確認ください。

※金融機関で記帳してください。

